ハ　イ(1)(i)及び(iii)から(viii)までに該当する事業主であつて、次のいずれかに該当するもの又は事業主団体等であつて、次のいずれかに該当するものであること。

(1)　（略）

(2)　次のいずれにも該当する事業主であること。

(i)　年間職業能力開発計画に基づき、次のイ及びロに掲げるいずれかの者（以下この項、次項及び附則第十七条の八ただし書において「中高年雇用型訓練対象者」という。）に人材開発統括官の定めるところにより都道府県労働局長に届け出た職業訓練（この項、次項及び附則第十七条の八ただし書において「特定中高年雇用型訓練」という。）を受けさせる事業主（当該特定中高年雇用型訓練の期間、当該中高年雇用型訓練対象者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

イ　（略）

ロ　人材開発統括官の定めるところにより都道府県労働局長に届け出る前から雇用する四十五歳以上の被保険者のうち、新たに通常の労働者へ転換したもの

(ii)　（略）

(3)・(4)　（略）

ニ　イ(1)(vii)及び(viii)に該当する事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。

(1)　労働協約又は就業規則に定めるところにより、次に掲げるいずれかの措置（以下(4)において「人材育成制度の導入及び適用」という。）を新たに行つた事業主であること。

(i)　その雇用する被保険者のキャリア形成を支援するための次に掲げるいずれかの措置

(イ)　人材開発統括官の定める定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保を通じた労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進する措置

(ロ)　（略）

(ii)　（略）

(2)～(8)　（略）

ホ　（略）

二　（略）

2～5　（略）

（両立支援等助成金）

第百三十九条　（略）

2　女性活躍加速化コース助成金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対し、二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

一　（略）

二　次のいずれにも該当する事業主（中小企業事業主を除く。）

イ～ハ　（略）

ニ　一般事業主行動計画に定める女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施し、管理職に占める女性労働者の割合が女性の活躍に関する状況が優良なものとして雇用環境・均等局長が定める条件に該当する事業主

ハ　イ(1)(i)及び(iii)から(viii)までに該当する事業主であつて、次のいずれかに該当するもの又は事業主団体等であつて、次のいずれかに該当するものであること。

(1)　（略）

(2)　次のいずれにも該当する事業主であること。

(i)　年間職業能力開発計画に基づき、次のイ及びロに掲げるいずれかの者（以下この項、次項及び附則第十七条の八ただし書において「中高年雇用型訓練対象者」という。）に職業能力開発局長の定めるところにより都道府県労働局長に届け出た職業訓練（この項、次項及び附則第十七条の八ただし書において「特定中高年雇用型訓練」という。）を受けさせる事業主（当該特定中高年雇用型訓練の期間、当該中高年雇用型訓練対象者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

イ　（略）

ロ　職業能力開発局長の定めるところにより都道府県労働局長に届け出る前から雇用する四十五歳以上の被保険者のうち、新たに通常の労働者へ転換したもの

(ii)　（略）

(3)・(4)　（略）

ニ　イ(1)(vii)及び(viii)に該当する事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。

(1)　労働協約又は就業規則に定めるところにより、次に掲げるいずれかの措置（以下(4)において「人材育成制度の導入及び適用」という。）を新たに行つた事業主であること。

(i)　その雇用する被保険者のキャリア形成を支援するための次に掲げるいずれかの措置

(イ)　職業能力開発局長の定める定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保を通じた労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進する措置

(ロ)　（略）

(ii)　（略）

(2)～(8)　（略）

ホ　（略）

二　（略）

2～5　（略）

（両立支援等助成金）

第百三十九条　（略）

2　女性活躍加速化コース助成金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対し、二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

一　（略）

二　次のいずれにも該当する事業主（中小企業事業主を除く。）

イ～ハ　（略）

ニ　一般事業主行動計画に定める女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施し、管理職に占める女性労働者の割合が女性の活躍に関する状況が優良なものとして雇用均等・児童家庭局長が定める条件に該当する事業主